（特定第一種水産動植物等取扱事業者により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置等）

第二十七条　法第八条第三項において準用する法第七条第二項の農林水産省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の伝達すべき事項を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。

一　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等を当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該送信元識別符号等を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
二　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに識別番号を作成し、当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付し、当該相手方からの照会があった場合に、当該識別番号に対応する特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項を当該相手方に伝達できる体制を整備すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る識別番号を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を識別番号を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。
三　特定第一種第二号水産動植物等について、法第七条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による伝達を受けた場合に、当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付けられた札又は貼り付けられたラベルを、第二十四条の表の第一号の下欄に掲げる規格に適合した状態で維持すること。	特定第一種第二号水産動植物等について伝達すべき事項を当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付けられた札又は貼り付けられたラベルに表示されている情報を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。

（新設）

（特定第一種第二号水産動植物等に関する特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者）

第二十八条　法第九条の農林水産省令で定める者は、特定第一種第二号水産動植物等の倉庫業者とする。

（新設）

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成方法）

第二十九条　法第九条の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一　書面又は電磁的記録をもって作成すること。

二　事務所等ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して仕入れを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲渡し等をした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該措置に係る事務所等において譲渡し等をしたときの記録は、一括して作成することができる。

（新設）